

厚岸町規則第51号

厚岸町職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

厚岸町長

三浦克宏

厚岸町職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

厚岸町職員通勤手当支給規則（平成23年厚岸町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「育児休業をし」の次に「、同法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）により」を加える。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。